

令和5年第1回定例会

令和5年2月16日 開会

2月16日 閉会

昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会

目 次

○2月16日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議会職員出席者	1
議事日程	2
開会宣告	3
日程第1 議席の指定	4
日程第2 会議録署名議員の指名	5
日程第3 会期の決定	5
日程第4 昭和病院企業団議会副議長の選挙	5
日程第5 行政報告	6
(1) 令和4年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について	
(2) 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について	
(3) 公立昭和病院中期計画（令和5年度～令和9年度）の策定について	
日程第6 議案第1号 昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例…	16
日程第7 議員提出議案第1号 昭和病院企業団議会個人情報保護条例…	18
日程第8 議案第2号 昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例の一部を改正する条例…	19
日程第9 議案第3号 昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例…	19
日程第10 議案第4号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例…	20

日程第11	議案第5号	昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例……………	22
日程第12	議案第6号	令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算(第2号) ……………	24
日程第13	議案第7号	令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について ……………	26
日程第14	議案第8号	令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算……………	26
閉会宣告		……………	34

令和5年昭和病院企業団議会第1回定例会会議録

○ 期 日 令和5年2月16日（木曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（13名）

2番	た ゆ 久 貴	3番	幸 田 昌 之
4番	吉 本 ゆ う す け	5番	横 尾 た か お
6番	小 町 明 夫	7番	三 浦 猛
8番	野 島 武 夫	9番	西 上 た だ し
10番	中 村 き よ し	11番	大 后 治 雄
12番	荒 幡 伸 一	13番	山 崎 英 昭
14番	小 林 た つ や		

○ 欠席議員（1名）

1番 湯 澤 綾 子

○ 出席説明員

企業長兼院長	上 西 紀 夫	副 院 長	藤 田 彰
副 院 長	川 口 淳	副 院 長	山 口 浩 和
事 務 局 長	原 口 博	総 務 課 長	野 口 尚 巳
事 務 局 次 長 兼経営企画課長兼会計担当課長	小 林 忠 幸	事 務 局 担 当 次 長 兼医事課長兼連携担当課長	金 井 弘 子
人 事 課 長	笹 野 孝	業 務 課 長	手 塚 達 也
予 防 健 診 担 当 課 長	山 下 准		

○ 議会職員出席者

書 記 長	小 林 忠 幸	書 記 次 長	芳 賀 琢 馬
書 記	高 橋 賢 治		

○ 議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 昭和病院企業団議会副議長の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第7 議員提出議案第1号 昭和病院企業団議会個人情報保護条例
- 日程第8 議案第2号 昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第3号 昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第4号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 日程第12 議案第6号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第7号 令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について
- 日程第14 議案第8号 令和5年度昭和病院企業団事業会計予算

午前9時26分 開会・開議

- 議長（幸田 昌之） それでは、開会宣言を行います。

改めまして、皆様おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。

なお、本日、小金井市、湯澤議員から欠席の届出がされております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年昭和病院企業団議会第1回定例会を開会いたします。

- 議長（幸田 昌之） ここで、企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は大変お忙しい中、令和5年第1回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて病院の状況でございますけれども、まず、コロナの状況でございますが、世の中、感染者が減ってはいますけれども、病院としてはなかなか患者さんが減っておりません。本日現在、約20名ほど入院しておりますが、そのうちの8割が65歳以上の高齢者で、80歳以上が約半分ということでございます。それで最近、患者さんから感染が広がるというケースがありまして、1人気管切開をしている患者さんが結局コロナ陽性になりまして、周りの患者さん、あるいは職員のほうに感染が広がってクラスターになりました。ということで、病棟における入院制限をせざるを得ないという状況になっております。

最近の傾向ですが、第7波に比べると若干亡くなる方が多いです。その原因はいろいろあると思うんですが、1つは、やはり当院では、がんの患者さんとかいろいろな合併症を持っている患者さんが多いです。そういう方が、以前感染したけれどもほとんど症状がなかったりとか落ち着いているんですけども、入院して抗がん剤とかステロイドとか治療すると、それが再燃するケースがぼつぼつあります。そういう方は結構重症化するケースが多いということで、若い人は症状があまり出なかったりするのですが、やはりこういう方々、特に免疫の落ちた方が重症化して亡くなるというケースが若干多いということで、まだまだ安心はできません。5月から2類から5類になるということになっているんですが、病院としてはやはり現在の感染対策を継続をしながら様子を見ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて病院運営につきましてですけれども、御存じのとおり医師の働き方改革について期限となりますのが令和5年度末でございますけれども、それまでに勤務時間短縮計画書を作成するためにプロジェクトチームで調査、評価、あるいは診査機関との調整等を含めまして対応を図っていきたいと考えております。

また、9月下旬に導入いたしましたダヴィンチ手術におきましては、12月20日に初めての症例を行いまして、本日までに消化器外科の大腸の手術が8件、それから胃の手術が2件、呼吸器外科の肺の手術3件で、計13症例を行っております。今後も4月から医療器械のロボ

ット手術が開始される予定となっておりますし、産婦人科のほうもできるように体制を整えたいというふうに思っております。そういうことで、手術が必要な患者さんが、低侵襲の手術支援ロボット、いわゆるダヴィンチを求めてほかの医療圏に行かないで、当院で手術が受けられるように、そういうふうに進めていきたいと考えております。

そのほか、構成市民への啓発活動としまして、本日机上にチラシを配付しておると思いますが、3月11日、小金井の宮地楽器ホールにおいて市民公開講座を開催する予定でございます。

さて本日の案件でございますけれども、行政報告においては令和4年度収支概況の説明をさせていただきます。病院事業の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による入院患者数の減少により医業収支は非常に厳しいところでございますが、国や都からの新型コロナ対応病床確保のための補助金などで経常利益が何とか黒字になると聞いております。また、令和5年度から令和9年度を対象期間とする公立昭和病院中期計画の策定について報告をさせていただきます。

議案につきましては、医師の働き方改革に関連いたしますが、今後の診療体制を維持していくために職員定数の見直しを提案をさせていただきます。また、この働き方改革に必要な人件費は、新型コロナウイルス対策の費用などとともに令和5年度の病院事業会計予算に計上しております。

詳細につきましては、後ほど事務局より報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、私のことですが、3月末日をもって企業長及び院長を退職する予定でございます。後ほどお時間があれば、改めて御挨拶をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○ 議 長（幸田 昌之） ありがとうございます。



○ 議 長（幸田 昌之） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から、令和4年9月から11月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告が提出されております。これにつきましては、お手元に配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。



日程第1 議席の指定

○ 議 長（幸田 昌之） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

山崎議員及び小林議員におかれましては、会議規則第3条第1項の規定によりまして、既に御着席いただいております。

山崎英昭議員は13番、小林たつや議員は14番を指定いたします。

どうぞよろしくお願いいいたします。



日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（幸田 昌之） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、5番、横尾たかお議員、12番、荒幡伸一議員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

日程第3 会期の決定

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

- 議長（幸田 昌之） ここで暫時休憩といたします。

午前9時40分 休憩

午前9時41分 再開

- 議長（幸田 昌之） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

日程第4 昭和病院企業団議会副議長の選挙

- 議長（幸田 昌之） 次に、日程第4、昭和病院企業団議会副議長の選挙を行います。

なお、今回選出されます副議長の任期は7月までとなります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたします。

お諮りいたします。指名方法につきましては、議長が指名することといたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、議長において指名することと決定いたしました。

副議長には、西東京市の小林たつや議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました小林たつや議員を副議長の当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、小林たつや議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林議員が議場におられます。昭和病院企業団議会会議規則第30条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

小林議員には、当選の承諾に当たり、自席より副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

- 副議長（小林 たつや） ただいま御推挙いただきました小林でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

◇

日程第5 行政報告

- 議長（幸田 昌之） それでは、日程第5、行政報告を行います。
報告は、患者実績、収支概況、中期計画の策定についての3件について行います。
質疑につきましては、3件全ての報告が終わった後、順次行いますので、よろしくお願ひいたします。最後に、行政報告以外の全般的な事項について質疑をお受けいたします。
それでは、まず、行政報告（1）令和4年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績についての報告をお願いいたします。金井医事課長。
- 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきまして御報告いたします。
お手元に配付いたしております行政報告（1）令和4年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績を御覧いただきたいと存じます。
上段の表の業務の実績でございますが、区分欄、入院、外来の一番上の行が1日当たりの平均患者数、次の行が延べ患者数を示しておりますので、この数を中心にA欄の予算との比較でB欄の実績、C欄の差引き、F欄の過不足、G欄の達成率を御報告させていただきます。
それでは、区分欄、入院のA欄、1日平均患者数の予算402人に対しまして、B欄の実績は355.4人、C欄の予算に対する実績の差引きで46.6人の減となっております。F欄の過不足は予算延べ患者数に対する実績延べ患者数となりますが1万2,803人の減となり、G欄の予算に対する達成率は88.4%となっております。区分欄、入院の「うち（感染症）」ですが、第2種感染症指定医療機関として感染症入院患者実績を再掲いたしております。新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び陽性患者の収容により、延べ入院患者数は2,570人、1日平均患者数9.3人ございました。
次に、外来では、A欄の1日平均患者数の予算1,035人に対しまして、B欄の実績は1,015.9人、C欄の予算に対する実績の差引きで19.1人の減となっております。F欄、延べ患者数の過不足は3,501人の減で、G欄の予算に対する達成率は98.2%となっております。次の（参考）外来は、土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。
続きまして、下段の表になります。（参考）として人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数で御報告申し上げます。人間ドック、脳ドックともに1番上の行が1回当たりの平均受診者数、次の行が延べ受診者数でございます。A欄の予算、B欄の実績、F欄の予算に対する実績の過不足、G欄の予算達成率を中心に御説明いたします。
1日ドックは予算18人に対しまして実績14.5人、F欄の過不足は644人の減となり80.4%

の予算達成率となっております。脳ドックは予算1.5人に対しまして実績2.1人、F欄の過不足は21人の増となり141.2%の予算達成率となっております。半日ドックは一月当たりの受診者数でございます。予算46.6人に対しまして実績53.3人、F欄の過不足は61人の増となり114.6%の予算達成率となっております。

続きまして、当院での新型コロナウイルス感染症の対応状況につきまして御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症オミクロン株罹患者の急増により、11月下旬に即応病床として53床を確保し入院患者の対応に当たりました。同時に職員も陽性者、濃厚接触者として勤務停止となる者が1日50人近くまで増加し、年末は非常に厳しい診療体制を強いられました。年始は報道にありますとおり救急車の搬送事例が急増し、1日の救急外来受入患者数の約8割が救急車で来院となりました。また、一般の入院患者数の増加に伴い、病床は一時的に満床の状態となり緊急入院の患者の受入れを停止せざるを得ない稼働状況にも陥りました。現在は、新規入院患者数も徐々にコロナウイルス感染症の患者は減少に転じている状況です。

また、その他として、令和4年度年末年始救急患者来院状況、令和4年度休日・夜間救急患者統計表の2枚が参考資料としてございます。後ほど御覧いただければと存じます。

患者実績につきましては以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（2）令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況についての報告をお願いいたします。小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況について御報告をさせていただきます。行政報告（2）令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況を御覧ください。

今回は、日程の関係上、12月分の例月出納検査が済んでおりませんが、四半期の区切りとしまして12月分までの実績を説明いたします。

初めに、上段の収益的収支（予算第3条）の表を御覧ください。

まず、上段の収益的収入の合計の（B）欄、執行額計は155億6,437万3,000円、表の下半分の収益的支出の合計の（B）欄、執行額計は134億6,690万2,000円と、12月までの執行額計の収支差引きでは20億9,747万1,000円の収入増となっております。

収入増の理由ですが、表の下段のほうの収益的支出の（C）欄、執行率を御覧ください。2行目の給与費で68.7%、次の材料費で74.7%、次の経費で67.4%、次の減価償却費他で3.6%の執行率となっております。これらの費用では、現時点では例月執行のものなどに限られていることから、執行額が低く抑えられています。また、上段の収益的収入になりますが、医業外収益の（B）欄、12月までの執行額計は29億6,089万円余りとなっております。

（C）欄の執行率は111.0%となっております。これは、例年12月までに構成市分賦金の15億円が全て収入されていることに加えまして、今年度につきましても新型コロナ関連の補助金等で約7億7,000万円の収入がありました。したがって、収支差20億円余りの収入増となっております。

しかしながら、上段収益的収入の病院の本業であります4行目の医業収益では、(D)欄の予算に対する過不足額で11億2,698万円余りが不足しております。

この詳細につきましては右側の備考欄を御覧ください。12月までの累計実績の予算比で入院の1日平均患者数は46.6人の減となっております。予算額に未達成となっている要因でございます。新型コロナ患者受入れのための病床確保のうち、12月までの平均では約30床が空床となっておりますので、こうした影響も受けております。

続きまして、下段の表、資本的収支(予算第4条)の表を御覧ください。

表の1行目、資本的収入の(B)欄、執行額計は63万円となり、右の(D)覧の予算額に対する過不足額で2,101万3,000円が不足しております。補助金など今後年度末にかけて収入されるものがありますので、現時点では収入が低くなっております。

次に、2行目の資本的支出の(B)欄、執行額計は7億3,987万4,000円となり、右の(D)欄の予算額に対する過不足額3億4,935万3,000円が執行残となっております。こちらは、3月執行予定の企業債の元金償還金のほか固定資産購入費等の建設改良費で、未執行があるためでございます。

続きまして、裏面の<参考資料>前年度比較表を御覧ください。こちらは収益的収支の収入支出を前年度と比較しております。表の右側半分が12月までの執行額計になりますが、合計欄の一番右側の列、対前年度比較を御覧ください。

まず、上段の収益的収入の合計では100.8%と0.8%の微増で増となっております。これは、医業収益が101.1%、医業外収益が100.2%と増加したためでございます。

続いて下の段、収益的支出の合計では103.7%と3.7%の増となっております。内訳ですが、医業費用の給与費が期末手当0.1月分の増などによりまして1.0%増加、材料費が収益と連動しておりますが6.8%増加、経費は光熱水費の増によりまして7.7%の増加となっております。

収支差引きは、この12月時点での前年度比で約3億6,000万円減少している状況でございます。

収支概況に関する報告は以上でございまして、続きまして、行政報告(2)の2の令和4年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告を御覧ください。

本件は重要な資産の取得として、予算で議決をしております予定価格2,000万円以上の器械備品の購入に関しまして報告するものでございます。今回は、本年度9月に契約をした1件の買入れに関する報告でございます。

契約の件名は血管造影X線診断装置の買入れで、契約決定業者は株式会社フィリップス・ジャパンでございます。令和5年2月28日までに整備完了予定で、契約金額は1億4,762万円です。契約手続は指名型プロポーザル方式により事業者選定委員会において選定をした3者から優先交渉業者を決定し、交渉後に随意契約をいたしました。

収支概況及び重要な資産の取得についての報告は以上でございます。

○ 議長(幸田 昌之) ありがとうございます。

続きまして、行政報告(3)公立昭和病院中期計画(令和5年度~令和9年度)の策定についての報告をお願いいたします。小林経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） それでは、お手元の資料、行政報告（3）公立昭和病院中期計画（経営強化プラン）令和5年度～令和9年度について御説明いたします。

本計画は、昨年3月総務省公表の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を受けて策定したもので、構成市の主管部長及び公立昭和病院7市医師会連絡協議会から東京都医師会の新井理事、小平市医師会の清水会長を外部委員としました公立昭和病院中期計画検討委員会において検討の上、案としてまとめられ、去る3日開催の開設者協議会におきまして決定されたものでございます。

初めに、計画を御覧いただきたいと思います。

ページを開いていただきまして1ページになります。

第1章の1、プラン策定の背景・目的になりますが、こちらの2段落目のところでは、ガイドラインを紹介しておりまして、また3段落目では、当院のプラン策定の経緯を記載しております。また4段落目・5段落目では、本計画の位置づけや計画の見直し、計画の達成度評価などについて記載しております。一番下の2番、計画の対象期間ですが、ガイドラインで標準期間とされております令和5年度から令和9年度を対象期間としております。

次ページをお願いいたします。第2章は病院の概要でございます。また、右側第3ページにつきましては病院を取り巻く環境としまして、構成市の人口増加予測を示しております。

次のページをお願いいたします。

この4ページからが、第3章、経営強化プランということで、プランの本編というところでございます。

1番の役割・機能の最適化と連携の強化の（1）地域医療構想等を踏まえた当院の果たすべき役割・機能でございます。高度急性期医療を担う当院は特に「がんの治療・予防」と「救急医療」を中心として5疾病6事業に取り組むとしまして、地域医療支援病院として地域の信頼に応えられるよう、紹介患者の受入れは断らない病院を目指しております。また、右側5ページから6ページにかけましては、当院の5疾病6事業への対応方針を記載してございます。

ページをおめくりください。

6ページの（2）地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能についてと、右側7ページの（3）機能分化・連携強化についての、それぞれ対応方針を記載してございます。「当院は地域の高度急性期医療を担う病院として、病病連携、病診連携による後方支援医療機関との連携推進を一層強化し、24時間体制で受入可能な地域で完結する医療を目指します」としております。続きまして、その次の（4）になりますが、こちら、医療機能や医療の質、連携の強化に係る数値目標を掲載しております。

次のページをお願いいたします。

（5）一般会計負担の考え方については、現状と特に変わりはありません。ただし、2段落目の後段のところになりますけれども、「今後も不断の経営改革を継続し、経営状況や社会情勢を考慮しつつ、持続して地域医療提供体制を維持できるよう、構成市分賦金の在り方や上限額について検討していきます」としております。

続きまして、次の（６）住民の理解のための取組につきましては、病院活動の情報共有手段や構成市との協力事業などの実施方針を記載しております。

続きまして、右側９ページ、２番、医師・看護師等の確保と働き方改革につきましては、（１）医師・看護師等の確保、（２）臨床研修医等の受入れ等を通じた若手医師の確保、（３）医師の働き方改革への対応に関しましての対応方針でございます。

ページ、９ページ下の３、経営形態の見直しに関しましては、現時点では地方独立行政法人などの経営形態の見直しを行う予定はないとしております。「公立病院として、地域医療の在り方を考えつつ、地域の医療需要に即した意思決定ができ、継続的に医療提供体制を確保できるような体制を確保していきます」としております。

次のページをお願いいたします。

４番、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組につきましては、新興感染症の発生に備えて感染症指定医療機関として行うべき施設・設備の整備、専門人材の育成や役割分担に応じた転院ができるような体制づくりを行ってまいります。

続きまして、５番の施設・設備の最適化の（１）施設・設備の適正管理と整備費の抑制に関しましては、本計画期間中に40年を経過いたします本館の改築事業に関するマスタープランの作成に着手する必要について記載しております。

続きまして、（２）デジタル化への対応でございますが、②今後の取組としまして、（ア）から（オ）までの主なIT関係の方針を記載をしております。

ページをおめくりください。

最後に、６番、経営の効率化等としまして、12ページから14ページまで数値目標や収支計画などを記載しております。継続して良質な医療を提供していくため、医業収支を改善して経常収支の黒字を維持していきたいという計画でございます。

以上が計画の内容でございます。

説明は以上でございます。

○ 議 長（幸田 昌之） ありがとうございます。

ただいまから、行政報告に対する質疑を行います。

質疑は報告事項ごとに行います。なお、質疑につきましては、昭和病院企業団議会会議規則第50条の規定に基づき、同一議員につき同一議題について2回までとしておりますので、御留意のほどよろしくお願いいたします。

御発言がある方は手を挙げていただき、私が指名させていただきます。お近くのマイクを使っていただいて、その場で立っていただいて質疑をしていただきますよう、お願いいたします。

それでは、初めに、行政報告（１）令和４年度公立昭和病院４月～12月期取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。
次に、行政報告（2）令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4月～12月期収支概況についての質疑をお受けいたします。

質疑、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。
次に、行政報告（3）公立昭和病院中期計画（令和5年度～令和9年度）の策定についての質疑をお受けいたします。

質疑はございますでしょうか。9番、西上議員。

- 9番（西上 ただし） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

ページが13ページですね。経営の効率化等の関係の4番で経営の安定性に関わるものとして、医師及び看護師の人員増強等について記載していただいております。そして、医師数については5年度以降も3名ずつの増員ということで図られるわけでありますけれども、こういった陣容を想定しているのか、その辺について御説明いただければと思います。

- 議長（幸田 昌之） 上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ドクターについては先ほどからお話ししているように働き方改革がありまして、どの科を問わずドクターがいないと仕事にならないんです。働き方改革で、現在いる職員の働く時間も制限されますし、それから外来を中心として非常勤のドクターたちに来ていただいているんですが、その方々は多くが大学病院から来ています。大学病院からの医師も当然働き方改革の対象になりますので、場合によっては派遣ができなくなるということになると、やはり当院としては医者を増やして外来あるいは入院の患者さんを診なきゃいけないということで、どの科ということではなくて全ての科について増員をしたい。

どちらかといえば、やはり最初の患者さんを診るのは内科系が多いものですから、できれば内科系としたいんですが、患者さんが増えれば当然手術も増えますので、そういう意味でいくと全般的に、どの科ということに限らずにドクターを増やしていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 9番（西上 ただし） ありがとうございます。以上で終わります。

- 議長（幸田 昌之） 7番、三浦議員。

- 7番（三浦 猛） それでは、2点お伺いいたします。

行政報告に対する質疑でちょっと細か過ぎてなじまなければ、議長から御指摘をいただければと思います。

1点目が、5ページの5疾病の記述の中の、がん治療についてですけれども、がん治療、「がん患者さん・家族に対する相談支援及び情報提供、小児・AYA世代への情報発信、働きながら治療を受けるがん患者さんへの支援の充実」と、そういった記述がございましたけれども、特に小児・AYA世代への情報発信についてなんですけど、これはどのような情報をどのように伝えていくイメージなのか、また、その伝える先は、当院に通院する患者さんのこ

とを示しているのか、この北多摩北部医療圏に対する皆さんののか、その概略で結構です。イメージを教えてくださいと思います。

2点目が11ページ、セキュリティ対策が記述されておりますが、前回の議会で、サイバーセキュリティについての質問をさせていただきました。そのときの答弁は、外側からのリスク回避のために、各部門システムの担当が、いわゆるそのやり取りする外部のシステム側のセキュリティがどうなっているか確認すると、最中だということでした。あるいはサイバーリスクの保険についても検討を進めていくと、さらにバックアップしたデータをオフラインで保存する仕組みを導入する予定ということでございましたけれども、その後の進捗をお伺いいたします。

以上です。

○ 議長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 最初の質問にお答えしたいと思います。現在、この構成市の中の小学校、中学校、高等学校、これを対象にドクターが学校に行きまして講演会をやっております。そういう中で、がんとはどういうものかとか、がんの治療はどうだとか、そういうことを少しずつやっておりますので、これを継続的に続けたいと思います。若い世代で特に医療に興味がある方々にはぜひ病院に来て見学をしてほしいんですが、コロナのことでちょっとできません。ただ、今まででブラック・ジャックセミナーとあって、主にこの圏域の5年生・6年生、小学校を対象に毎回20人程度来ていただいて、現在のいろんな治療法とか実際の器具に触れていただいて勉強をしていただいているところでもありますので、コロナが落ち着けばそれを再開したいと思いますし、また、高校生を対象に病院見学で、看護師さんを中心としたそういうことも以前やっていたんですが、いずれもそういうことで現在中止しておりますけれども、落ち着きましたら、ぜひこれは再開したいと思います。

現在、学校への講義についてはずっと再開をしておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○ 議長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） セキュリティの関係につきまして、お答えいたします。

まず、部門システムの外部からの接続の関係で機器のファームウェアの確認について行ってまいりまして、基本的には問題がないということを確認しております。一部、多少古い機器もあったりいたしますので、そのあたりは機器の更新等の関係もありますので、そちらについての対応を検討をしている部門システムが少しだけございます。

それから、サイバー保険についてですけれども、前回、議会でお答えしたときにどこまで触れたかというところが記憶が定かではないのですが、当初、サイバー保険、当院の規模ですと1年間当たり1,000万以上の金額がかかるというような話が当初の見積りではございましたが、2回目の見積りでは、当院のセキュリティへの対応状況とか、いろんな保険の内容の見直しですとか、そういったところをしていきますと、ある程度その負担もできるような金額かなというような額が出てまいりましたので、サイバー保険に入っておいたほうが最初

の対応が早いということもありますので、そちらについては今、検討しています。

それともう一方、現在、当院の電子カルテベンダーの会社がカルテベンダーとして担当していた病院さんが被害に遭った事例がありましたので、今、電子カルテベンダーのほうからいろいろな実際の対応どうだったのかという情報収集をしております。実際対応に当たるのは電子カルテベンダーになりますので、その電子カルテベンダーに対応を丸ごと任せられるのか、それともサイバーセキュリティの専門の業者を早急に呼んで対応することができる保険に入ったほうがいいのか、そういったところも含めまして検討しております。

それから、オフラインバックアップについては、当初、安易に昔のようなテープでバックアップを取るという形でいいのかなと考えていて、それであれば早急に導入可能かなと思ったのですが、電子カルテ以外にもいろんな部門システムがある中で、それを全てその対応をするのはなかなか難しいということも分かってきました。今は、電子カルテベンダーを中心に実際のやりやすい方法で、若干予定よりもコストがかかりそうなどころもありますが、できるだけ早く導入したいと考えております。

以上でございます。

- 議長（幸田 昌之） 7番、三浦議員。
- 7番（三浦 猛） 御答弁ありがとうございます。

AYA世代についてです。小中高で様々な取組と、今後、病院見学等再開したいということとございました。一定、今の取組は理解いたしました。

このAYA世代、15歳から30代対象ということで、その親御さんですね。この両親の心配だとか負担、そういうのが非常に大きいこのAYA世代、様々な研究が進んでいるようですけども、まだまだ課題が残っているようでございます。その中で、こういった中期計画にその方たちに向けての情報発信というのは非常に心強いわけでございます。これからの取組の中に、子供そのものとプラスその親、御家族に向けてのということも、このAYA世代、特に力を入れていただきたいなど、これは御要望させていただきたいと思っております。

セキュリティに関しまして、なかなか検討、研究は進んでいるようでございますけれども、もう少し時間かかるのかなと思いましたがけれども、病院のこのサイバーセキュリティに関しては命に直結する場面も出てくるかと思っておりますので、大変な中だと思っておりますけれども、しっかりとスピーディーに進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（幸田 昌之） では、要望と受けて終わります。できるだけ質疑をお願いします。
- 6番、小町議員。
- 6番（小町 明夫） 小町でございます。2点質問させていただきます。

8ページですね。構成市の分賦金の在り方や上限額について検討していくということがあります。この間、コロナで国・都の補助金、交付金が多く入ってきたということで黒字決算になっておるのは御案内のとおりですが、その前はずっと数年来、赤字が続いているのがこの公立昭和病院の病院経営だと思っております。

今年5月には2類相当から5類に変わっていくということで、恐らく国・都の交付金や補助金も相当減額されていくと思われそうですよね。そうすると、またぞろ赤字のほうに向かっていかなきゃいいなという懸念がどうしても付きまとうのが、この中期計画の中の5年間だと思われそうです。その辺をどういうふうに見ながら病院経営を進めていくのか、相当かじ取り厳しいんじゃないかと思いますが、その点の認識、見解をお伺いしたいのが1点と。

あとは10ページの施設・設備の最適化の中で、この改築に向けてマスタープランを作成、着手していくということになっていますが、これも含めて多額の予算がかかるのは言をまたないわけでございまして、それも含めると相当これから厳しい昭和病院の事業運営になっていくんじゃないかと思いますが、その辺についての現時点での認識をお聞かせ願えればと思います。

○ 議長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 御質問にお答えしたいと思います。補助金がなくなると非常に心配をしております。今後をどうするかということですが、1つは今、先ほど御説明したようにダヴィンチ等の手術をして診療内容を改善をしていくということになります。それから、もう一つは、やはりいろんな診療報酬上の加算がございまして。現在、検討しているのが認知症ケア加算というのがあります。認知症の患者さんが結構多いものですから、そういうものを対象にチームをつくり上げました。そういうことで、それによるプラスがあります。

それから、今後ともいろんな形で診療報酬が変わっていくと思いますが、国の方針はいろいろ変わってくるんですが、高度急性期の病院については、かなり今後手当がつくということになっています。現実には、いわゆる高度急性期と急性期に差をつけるということが令和4年度の診療報酬改定で明らかになってきましたので、その方向はかなり強くなると思います。そういう意味で、当院は総合入院体制加算ということから急性期充実体制加算というのに変えました。これは、かなり診療報酬上は上がってきましたので、現実的に少しずつ収入はプラスになっています。

もう一つは、やはり受入れが大変なものですから、そこが一番肝であります。そういう意味で、現在なかなか難しい患者さんが多くなってきたものですから、特に高齢者だといろんな疾患を持っていらっしゃるわけですね。ところが、現在の診療の先生はどちらかというところ専門医が多いんです。となると専門外の方をなかなか診にくいということがあって、そういう患者さんをうちのほうに紹介をしてくるんですが、そういう方が来るとなかなか大変なんです。今度、総合内科的な窓口をつくりまして、そういう患者さんをできるだけ引き受けようということスタートいたしました。そういうことを幾つか、細かいことですがけれども全体として取り上げつつ、収入を増やしていきたいと思っております。

やはり、ここ10年間、診療報酬改定は全部マイナスです。こういう中で、人を増やししながら、機材を増やししながら、いろいろやるというのは非常に苦労があります。そういうことをぜひ御理解いただきたいなと。ぜひ議員さんたちに診療報酬がプラスになるように働きかけをしていただき。実際に10年前は、診療報酬改定がプラスだったときは、年間2億から5億、黒字でした。そのときに2億円補助金を減らしました。ですから診療報酬を上げていただけ

れば、我々も当然努力してはいますが、その分プラスになれば黒字会計になりますし、こちらの分賦金についても減らすことができますので、その辺もぜひ御支援いただければありがたいと思います。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。
- 経営企画課長（小林 忠幸） 今後の改築に向けた、厳しい状況でどうするのかというところですが、今、企業長の話にもありましたとおり、やはり収入を改善していくという一言に尽きるのかなと思っております。一方で、いろいろなそれに伴う高額機械の購入予定ですとか、電子カルテシステムの更新とか、中期計画のほうにも今後の予定として記載させていただいております。それなりの出費もございますけれども、収益を改善することと、年々の減価償却費を蓄積することによって資金をできるだけ潤沢にしておくために、改築に向けて、起債するにもまだ起債も現状残っておりますので、そういったところもなるべく少なくしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（幸田 昌之） よろしいですか。
2番、たゆ議員。
- 2番（たゆ 久貴） 2番、小金井のたゆです。すぐ終わります。
5ページの役割・機能最適化と連携の強化のところに関連して、この文章の最後のところに「紹介患者の受入れは断らない病院を目指します」という文章があつて、そこに関連するんですけども、今、紹介状のある患者さんしか受け付けないような病院を増やす流れが国はあると思ひまして、昭和病院がそれに該当するのか、そういう考えがあるのかというのを以前聞いて、考え、まだ決まっていないということだったんですけども、ここにこう書いてあると、昭和病院として紹介状を持っていない患者さんへの考え方、何か変わったのかどうか伺いたいと思います。

- 議長（幸田 昌之） 上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） お答えいたします。

先日その決めていないと言っていたのは、初診で紹介状を持ってこないとお金を取るわけですね。それは5,000円だったんです。今度7,000円に増えたんです。そのときに、5,000円だったのを7,000円にするかどうかは決めていないということをお答えしたわけですが、現実には7,000円にいたしました。これは国の方針として、当院のような高度急性期は、それから地域医療支援病院はそうしなさいという指令がありますので、それにのっとり7,000円を、実際は税金を入れて7,700円、紹介状のない患者さんから頂くということで、これは来た患者さんに説明をさせていただいて、それでもよいという患者さんについては当然診療させていただきますし、そうでない場合には近くの診療所等に御紹介をするということでやっております。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 2番、たゆ議員。

- 2 番（たゆ 久貴） それでは、お金を少し負担をすれば、本人のそういった、それでも受診するという意味があれば断らないということで確認できますでしょうか。
- 企業長（上西 紀夫） はい。
- 2 番（たゆ 久貴） それでは、はい、ありがとうございます。
- 議長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。
ほか、ございますか。よろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。
以上で行政報告3件に対する質疑を終了いたします。
それでは、行政報告以外の全般的な事項について質疑はございますでしょうか。
〔発言する者なし〕
- 議長（幸田 昌之） よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。
これもちまして、行政報告を終わります。

◇

日程第6 議案第1号 昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

- 議長（幸田 昌之） それでは、日程第6、議案第1号、昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。上西企業長。
- 企業長（上西 紀夫） それでは、議案第1号、昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして御説明を申し上げます。
令和3年5月に個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、各地方公共団体が条例等で規定している個人情報保護制度が改正後の法律に一元化され、昭和病院企業団をはじめ地方公共団体等の個人情報の取扱についても令和5年4月1日から個人情報保護法の規定が適用されることとなります。
本案は、このことを受けまして現行の昭和病院企業団個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法で条例に規定することを委任されている事項を定める条例として、新たに昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。
施行期日は令和5年4月1日を予定しております。
以上が本案の内容でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
以上です。
- 議長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。
- 事務局長（原口 博） それでは、議案第1号、昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして詳細説明を申し上げます。
議案第1号の4枚目にございます議案第1号資料、個人情報の保護に関する法律施行条例

について（概要）を御覧ください。

2の条例の主な内容についてでございますが、第1条及び第2条は、条例の趣旨及び用語の定義について規定しております。第3条では開示請求の手續として、開示請求書に個人情報保護法で規定する事項及び規則で定める事項を規定するとしております。第4条では不開示情報について定めており、開示請求における不開示情報は、昭和病院企業団情報公開条例の規定との整合を図るため、情報公開条例において公開しないこととされている情報であって個人情報保護法で不開示情報となっていないものについては不開示情報としております。第5条では、開示の手数料について規定しております。現行条例と同様に開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用のみ開示請求者の負担とすることとしております。第6条及び第7条では訂正請求の手續、利用停止請求の手續として、訂正請求書、利用停止請求書に個人情報保護法で規定する事項及び規則で定める事項を規定するとしております。第8条では審査請求に係る諮問を行う機関は、昭和病院企業団情報公開・個人情報保護その他の行政不服審査会とする旨を規定しております。第9条では、条例の改廃を含め個人情報保護制度に関し重要な制度が変更が生じた場合や、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするときは、昭和病院企業団情報公開・個人情報保護審議会に諮問できる旨を規定しております。第10条では、実施機関において個人情報保護制度の運用状況を年1回、公表する旨を規定しております。第11条では規則への委任について規定しております。また、附則では、現行の昭和病院企業団個人情報保護条例の廃止について規定しているほか、現行条例の廃止に伴う経過措置について規定しております。

本条例の施行期日につきましては令和5年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

2番、たゆ議員。

○ 2番（たゆ 久貴） 2番、たゆです。

議案には賛成するつもりでいるんですけども、すみません、賛成する理由をちょっと、その考え方だけ述べさせていただいて、意見だけちょっと言わせていただきたいと思います。と思っています。

関連するもの、議員提案のものも全て賛成するつもりなんですけども、今回のものは国の個人情報保護法改正に伴って対応するための議案が複数出された形になっておりますが、法律そのものに問題があると私は考えておまして、それは個人情報の利活用に道を開いて促進する内容が含まれておまして、匿名加工するといってもそれは不十分でありますし、民間企業などにもうけのためにあらゆる情報を提供することは本来の個人情報の保護の趣旨からは逸脱すると思っています。けれども、今回、企業団に出された議案については、それ自体は市民の福祉とか利益に反する内容ではないと考えて、国会では我々の会派は反対したんですけども、この場所では賛成したいと思っています。

すみません、意見を述べさせていただきました。

- 議 長（幸田 昌之） ほか、ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
それでは、議案第1号、昭和病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例の採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
- 議 長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議 長（幸田 昌之） それでは、ここで休憩をいたします。
午前10時30分 休憩
午前10時38分 再開
- 議 長（幸田 昌之） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第7 議員提出議案第1号 昭和病院企業団議会個人情報保護条例

- 議 長（幸田 昌之） それでは、議員提出議案第1号、昭和病院企業団議会個人情報保護条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。9番、西上議員。
- 9 番（西上 ただし） それでは、議員提出議案第1号、昭和病院企業団議会個人情報保護条例につきまして御説明申し上げます。
令和3年5月に個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、各地方公共団体が条例等で規定していた個人情報保護制度が改正後の法律に一元化され、地方公共団体等の個人情報の取扱についても個人情報保護法に基づく制度に統合されることとなりました。しかしながら地方公共団体の機関のうち議会については基本的に個人情報保護法の適用対象外とされ、議会における個人情報の取扱は各地方公共団体の議会における自律的な対応に委ねられることとなりました。
本案は、このことを受け、昭和病院企業団議会の保有する個人情報の保護を図り、個人情報の取扱に関する規律を定めるため、新たに昭和病院企業団議会個人情報保護条例を5名の賛成者とともに連署して提案するものであります。
条例につきましては、全58の条文から成り、原則として個人情報保護法の第5章、行政機関等の義務等の各条の規定に対応した内容としております。詳細につきましては、お手元に配付しております議案資料のとおりでございます。
施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議員提出議案第1号、昭和病院企業団議会個人情報保護条例の採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第3号 昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、日程第8、議案第2号、昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第3号、昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例は関連がありますので、会議規則第33条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） それでは、議案第2号と議案第3号は関連がございますので、一括して御説明いたします。

まず、議案第2号、昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

本案は、議案第1号、昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、現行の昭和病院企業団個人情報保護条例を廃止すること及び議員提出議案第1号、昭和病院企業団議会個人情報保護条例の制定に伴い、引用している条例等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号、昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

本案は、議案第2号、昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例と同様に、議案第1号、昭和病院企業団個人情報保護法施行条例の制定により現行条例の廃止及び議員提出議案第1号、昭和病院企業団議会個人情報保護条例の制定に伴い改正を行うものであります。なお、各条例で規定する事務の執行につきましては、現行の事務と改正

後の事務とで特段の変更はございません。

これら2つの議案の施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしく御審議、御決定のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長(幸田 昌之) 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから、質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(幸田 昌之) 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(幸田 昌之) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第2号、昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長(幸田 昌之) 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号、昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長(幸田 昌之) 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

- 議長(幸田 昌之) 日程第10、議案第4号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長(上西 紀夫) それでは、議案第4号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本案は、企業長の補助職員の定数につきまして、現在病院として進めております医師の働き方改革に対応を図りながら診療体制を維持していくため、医師の確保を踏まえ、現行826人を829人へと3名増員するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。

詳細につきましては事務局から説明いたしますので、御審議、御決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。
- 事務局長（原口 博） それでは、議案第4号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

3枚目の議案第4号資料、改正条例新旧対照表を御覧ください。

本案は、職員定数条例第2条第1項第1号中、企業長の補助職員「826人」を「829人」へと3名増員するものでございます。

2024年4月から、医師の労働時間の実態把握と管理、上限制限、時間外・休日の労働時間が一定時間を越えた場合は、追加的健康確保措置として連続勤務時間制限や勤務間インターバルの確保が必要となり、これらの対応について医師の働き方改革対応プロジェクトを進めているところでございます。当直・夜間につきましては、11列を27診療科で行っている宿日直勤務は診療部長や医長も含め約110名の医師がローテーションで診療業務に従事しておりますが、勤務実態として救急外来患者診察や緊急手術など繁忙度によって連続した勤務時間となり、9時間の休息時間を別途確保する必要が生じます。そのため宿直勤務を行った翌日に引き続いて勤務ができなくなり、平日に医師が不足することが想定され診療体制に影響を与えることが懸念されます。

このことから医師の増員が必要と考えておりますが、ほかの病院においても当院と同様に働き方改革の対応を行っており、その結果、医師不足となり、大幅な増員は難しいと考えております。しかしながら診療体制を維持するために医師の確保に努め、新年度は定数を3名増とするものでございます。

本条例の施行期日につきましては令和5年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。
ただいまから質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第4号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を
改正する等の条例

- 議 長（幸田 昌之） 日程第11、議案第5号、昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企 業 長（上西 紀夫） それでは、議案第5号、昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきまして御説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

これらの条例の施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、御審議、御決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議 長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。

- 事務局長（原口 博） それでは、議案第5号、昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきまして説明いたします。

本案は、令和3年6月、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い定年年齢が段階的に65歳に引き上げられることになったため、当企業団の定年等に関する関係条例を整備するために提案するものでございます。

まず、A4縦の資料を御覧ください。昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案の概要について説明いたします。

1の改正理由につきましては、先ほど申し上げたとおり地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、当企業団の関連する条例をまとめて改正するとともに、現在の再任用制度の廃止に伴い再任用に関する条例を廃止するものでございます。

次に、2の改正内容の（1）定年年齢の引き上げに関する規定の整備につきまして、今後、段階的に引き上げられる定年年齢とその実施年度をまとめたものでございます。当企業団では、現在、医師及び歯科医師については定年年齢を65歳としておりますが、現行規定において定年年齢を65歳としている職種については、定年年齢の引上げの対象からは除いております。

次に、（2）管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備につきまして、当院の管理監督職の上限年齢制を定めるものでございます。当企業団では課長級職以上を管理監督者としておりますので、対象となる職位について、原則として60歳に達した翌年の4月1日に非管理監督職である係長級職以下に降任する規定を設けたものでございます。ただし、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、企業長は引き続き管理監督職として勤務させることができ

る規定を設けております。

続きまして、(3) 定年前再任用短時間勤務・暫定再任用制度に関する規定の整備につきまして、①定年前再任用短時間勤務制は、60歳に達した日以降最初の4月1日から定年退職の日までの間に退職した職員を、短時間勤務の職に再任用できる制度です。これは60歳以後の体力不安や介護等を理由とする働き方の見直しを可能とするため、60歳以後定年前に退職した職員について、常勤職員の定年退職日に当たる日まで短時間勤務の職に採用できる制度でございます。②暫定再任用制度は、定年の段階的な引上げ期間中である令和5年度から令和13年度までにおいて、65歳までの間の雇用を確保するため定年退職後の再任用制度、こちらは現行のものと同様でございますが、暫定的に措置するものでございます。

(4) 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備につきまして、59歳となる職員を対象として、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度等について情報提供すること。60歳以降の勤務の意思または退職の意思を確認するよう努めることを規定したものでございます。

それでは、裏面の表を御覧ください。

この議案では、定年年齢引上げに伴い7つの条例の改正及び1つの条例の廃止を予定しております。構成市ではこのほかの条例についても一部改正があるようございますが、企業団では公営企業法の適用により、給与及び勤務時間等に関する事項は企業管理規程で企業長が定めております。

この表で、改正条例を条ごとにその概要について説明しております。

第1条では、昭和病院企業団職員の定年等に関する条例を一部改正し、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任を行うに当たって順守すべき基準を定めるほか、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける規定を整備します。

第2条では、昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正し、定年前再任用短時間勤務制度導入に伴い、関係する規定を整備します。

第3条では、昭和病院企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を一部改正し、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の降任・転任等の規定を整備します。

第4条では、昭和病院企業団職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例を一部改正し、減給の処分により給与から減ずる額の上限額を定める規定を整備します。

第5条では、昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例を一部改正し、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、引き続き特例任用となった管理監督職職員を加える規定を整備いたします。

第6条では、昭和病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を一部改正し、引用している地方公務員法の条項を改め、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用（短時間）の職員も人事行政の運営等の状況の公表の対象とする規定を整備いたします。

第7条では、昭和病院企業団職員互助会に関する条例を一部改正し、引用している地方公務員法の条項を改め、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用（短時間）の職員も互助会会員とする規定を整備いたします。

第8条では、現行の再任用制度の廃止に伴い、昭和病院企業団職員の再任用に関する条例を廃止いたします。

これらの条例の施行期日でございますが、令和5年4月1日を予定しております。

企業団では、今後、本件を議会に提案し、議決をいただき、本対象職員に対する説明会を行い意思確認を実施してまいりたいと考えております。また、参考資料として、今後、企業長が企業管理規程として定める予定の規程を挙げております。本件議決後に、給与及び勤務時間等で関係する事項についても企業管理規程の改正を行っていく予定でございます。

以上が本案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第5号、昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 議長（幸田 昌之） それでは、ここで休憩をいたします。おおむね10分間の休憩を取りまして、11時10分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

- 議長（幸田 昌之） 少し早いですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。



日程第12 議案第6号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

- 議長（幸田 昌之） それでは、日程第12、議案第6号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第6号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、令和4年度病院事業会計予算のうち、原油価格高騰の影響によりまして予算に不

足が見込まれる光熱水費を増額するため、議会の議決を得なければ利用することのできない経費の額を改める補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明させますので、よろしく御審議、御決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。
- 事務局長（原口 博） それでは、議案第6号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第6号資料、概要の資料を御覧ください。

補正内容につきましては、まずはこの概要に沿って御説明させていただきます。

1、補正の理由になりますが、原油価格高騰による電気料金及びガス料金の高騰により光熱水費の予算に不足が見込まれるため、補正が必要となりました。

2、補正の内容になりますが、予算残が見込まれる給与費を経費への流用財源とするため、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として予算で定めている「職員給与費」の額を減額補正するものでございます。

下の（参考1）の表は、職員給与費の予算科目別の内訳でございます。具体的には、（項）医業費用の（目）給与費を減額いたします。

（参考2）の表は、給与費から経費への流用額の内訳でございます。給与費の給料及び手当等を合わせて1億2,000万円減額して、経費の光熱水費を増額させるという内容でございます。

続きまして、補正予算書を御覧ください。補正の内容に関しましては先ほど御説明いたしましたので、簡単に紹介させていただきます。

まず、1ページになります。こちらが、今回議決をお願いする補正予算の議案本文でございます。2ページは実施計画でございます。3ページ、4ページは財源となる給与費の詳細となります。5ページは実施計画説明書で、概要資料の（参考2）の表と同じものでございます。

以上が令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）の詳細でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第6号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）の採

決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議 長(幸田 昌之) 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第14 議案第8号 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算

- 議 長(幸田 昌之) 続きまして、日程第13、議案第7号、令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について及び日程第14、議案第8号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算は関連がありますので、会議規則第33条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企 業 長(上西 紀夫) ただいま上程されました議案第7号及び議案第8号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第7号、令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定につきまして御説明を申し上げます。

本案は、昭和病院企業団規約第14条第2項の規定により構成市の分賦金の額を定めるもので、令和5年度の方賦金は総額15億円をお願いするものでございます。

次に、議案第8号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、費用面では、感染予防対策を続けながら通常診療を行うため引き続き検査試薬など感染対策の費用を見込むほか、医師の働き方改革を推進するため医師の定数3人増の給与費を見込んでおります。

一方、収益面に関しましては、地域の医療機関との連携強化及び入退院支援の充実による入院日数の適正化を図り、引き続き紹介患者・救急患者さんの積極的な受入れに努めるとともに効率的な病床運営に努め、収益の確保に努めてまいります。

予算案の内容につきましては、まず予算第3条の収益的収入及び支出では、前年度と比較し6億8,041万円を増額し、総額を215億7,728万2,000円とする収支均衡の予算となっております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で補助金を主な収入とする総額2,078万3,000円を計上し、一方の支出では、医療機器の更新費用を含めた建設改良費に3億9,524万4,000円を、企業債の元金償還金に5億2,143万5,000円を計上し、その他の費用を合わせた資本的支出の総額は9億1,668万1,000円を計上しております。この収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金ほかで補填することとしております。

以上が令和5年度病院事業会計予算の概要でございます。

2つの議案の詳細につきましては事務局から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

- 議 長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。
- 事務局長（原口 博） それでは、議案第7号と議案第8号は関連がございますので、一括して御説明いたします。

まず、分賦金の額でございます。お手元の議案第7号、令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についてを御覧ください。

表の金額が構成各市に負担をしていただく分賦金の額となっております。総額15億円でございます。

続きまして2枚目、議案第7号資料1を御覧ください。

左側（1）市別負担額では、均等割、患者割の別に各市の負担額を記載しております。右側の（2）が患者割の算定資料になります。（3）では合計負担額等の対前年度増減を記載しております。各市の負担額の前年度増減になりますが、（3）合計負担割合等の表にありますとおり小金井市、小平市、東村山市、清瀬市の4市が増額、そのほかの3市が減額となっております。この負担額の増減は（2）患者割算定資料にありますとおり、構成市内での患者割合の増減によるものでございます。資料1の裏面には、患者割の基礎となる年度別の患者数を掲載しております。

続きまして3枚目、資料2を御覧ください。分賦金の項目別内訳となります。

右側の「令和5年度見込」を御覧ください。右から3列目の「算定額」が繰入基準等に基づいて積算した額で、総合計が24億983万3,000円となっております。ここから9億983万3,000円を調整し、総額15億円の負担をお願いするものでございます。裏面は、項目ごとの算定額の根拠となる収入と支出の額を掲載しております。

構成市分賦金の額の決定についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきまして御説明いたします。

初めに、A4判1枚の資料、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算の概要、こちらを御覧ください。

初めに、ローマ数字のI、収支の概要、収益的収支の予算規模でございます。

事業基礎額は215億7,700万円で収支均衡の予算となっております。令和4年度との比較では6億8,000万円の増額となります。

次に、2、固定資産等購入費でございますが、移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置、手術用顕微鏡、心臓カテーテル用検査装置等の更新を含めました医療器械の購入費に、3億6,202万円を予定しております。そのほか放射線治療装置の更新を予定しておりますが、契約から納品までに1年以上の期間を要するため、令和5年度に債務負担行為として機種選定及び契約手続を行い、令和6年度に購入を予定しております。

続きまして、ローマ数字のⅡ、事業の内容等の数字の1、業務予定量になります。

病床数は感染症病床6床を含めまして合計485床でございます。患者数は1日当たりの平均患者数で申し上げますと、入院は398人、外来は1,035人を予定しております。1人当たりの診療単価は入院8万9,200円、外来2万1,500円としております。人間ドックの1日当たりの利用者数は、前年度と比較し、1日ドックは平日の予定数は同数としたものの、週末の見込みを減らしたために延べ数は減少しております。半日ドックは1日当たりの予定数を増やしております。

次に、2、職員数ですが、議案第4号で企業団職員定数条例の一部改正で議決をいただいておりますとおり医師を3人増員で、総数829人としております。

次に、3、令和5年度の主要な事業等としましては、①医師の働き方改革の推進、②新型コロナウイルス感染症への対応、③患者支援体制の強化、④放射線治療装置更新の準備となっております。

ローマ数字のⅢ、主要指標等になりますが、表の1行目の経常収支比率は前年度との比較で同数となっております。次の2行目の給与費（対医業収益）比率は2.2ポイントの減少となり、3行目の病床稼働率は、予算1日当たりの平均入院患者数4人減によりまして0.8ポイントの減少となっております。

予算の概要については以上でございます。

続きまして、予算書の御確認をお願いいたします。

予算書の1ページから3ページまでが議案でございます。先ほど説明いたしました概要と重複しない部分を説明させていただきます。

1ページは、第2条が業務予定量、第3条が収益的収入及び支出でございます。第3条の収入及び支出の事業費総額は215億7,728万2,000円で、収支均衡の予算となっております。

2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出になります。資本的収入は2,078万3,000円、資本的支出は9億1,668万1,000円となりまして、第4条本文に記載のとおり、この収支差の費用超過額8億9,589万8,000円は損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

第5条は債務負担行為の期間及び限度額を定めるもので、放射線治療装置の購入費用として令和6年度までの期間で5億5,000万円を限度額とするものでございます。

次の第6条は一時借入金の限度額で、従来どおり5億円でございます。

次の第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項の間で経費につきましては議会の議決を経ないで流用できるとしております。

次の第8条は、第7条とは逆に議会の議決を経なければ流用することができない経費でありまして、職員給与費及び交際費としております。

3ページの第9条は構成市分賦金で、先ほど申し上げました繰入総額を15億円としております。

第10条は、たな卸資産購入限度額になります。当院では薬品等を貯蔵品経理してございまして、購入限度額を32億7,800万円とするものでございます。

第11条は重要な資産の取得として、整備予定の器械備品の中で2,000万円以上のものを記載しております。5年度は移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置、手術用顕微鏡、心臓カテーテル用検査装置の各一式を予定しております。

以上、ここまでが議決案件でございます。

続きまして、予算に関する説明書になります。

まず、4ページから6ページ目までは予算実施計画書になりまして、科目、こちら目までの額を表示しております。次の7ページが予定キャッシュ・フロー計算書、ページをおめくりいただきまして、8ページから14ページまでが給与費明細書、15ページが債務負担行為に関する調書になります。

ページをおめくりいただきまして、16・17ページが令和5年度の予定貸借対照表、次のページ18・19ページが令和4年度の予定貸借対照表、次の20ページが令和4年度の予定損益計算書、21ページが予算に関する説明書に係る注記表となっております。

22ページから、予算実施計画説明書を御覧ください。前年度との予算額の比較で御説明させていただきます。

まず、収入になりますが、1行目の第1款病院事業収益は215億7,728万2,000円で、前年度より6億8,041万円の増加、率にして1%の増となっております。この増額の主な理由は22ページの上段、第1項医業収益及び第2項医業外収益の増によるものです。

この増額の主な理由は、22ページの上段、第1項医業収益の入院収益及び外来収益の増によるものです。入院は1日平均患者数4人減の398人とするものの、1人1日当たりの診療単価は4,000円増の8万9,200円といたします。外来は1日平均患者数を同数の1,035人とし、1人1日当たりの診療単価を500円増の2万1,500円といたします。第2項医業外収益では6,830万円余りの増額となっておりますが、主に23ページ中段の第3目補助金の増額によるものでございます。こちらは、コロナ患者対応に従事する職員への危険手当支給分10分の10を補填する補助金の6,500万円余りの増額を見込んだためでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

支出になりますが、1行目の第1款病院事業費用は215億7,728万2,000円で前年度より6億8,041万円の増加、率にしまして1%の増となっております。増額の主な理由は、第2項医業費用の給与費、材料費及び経費の増によるものでございます。

目ごとの増減でございますが、24ページの第2項医業費用の第1目給与費で5,502万円余りの減。これは、主に退職給付引当金の3,938万円余りの減によるものでございます。次に25ページ、第2目材料費で5億325万円余りの増となっております。これは収入増に連動して、薬品費及び診療材料費が増となったためでございます。次に、第3目経費で1億8,526万円余りの増となっております。こちらは、主に光熱水費が2億3,277万円余りの増となったためでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

第4目減価償却費が5,834万円余りの増となっておりますが、こちらは主に令和4年度購入のロボット支援手術機器ダヴィンチの減価償却を開始することによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第3項医業外費用で1,420万円余りの減になっております。こちらは第1目企業債の支払利息の減少によるものでございます。

続きまして、28・29ページをお願いいたします。

予算第4条の資本的収支の表を御覧ください。

第1款資本的収入の令和5年度予算額は2,078万3,000円で、前年度比で807万4,000円の減となっております。こちらは第2項補助金の減によるものでございます。

次に、右側29ページをお願いいたします。

第1款資本的支出の予算額は9億1,668万1,000円で、前年度比で5,562万1,000円の減となっております。こちらは主に第1項建設改良費の減によるものでございます。

大変長くなりましたが、令和5年度予算に関する説明は以上でございます。何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑はございますでしょうか。7番、三浦議員。

○ 7番（三浦 猛） それでは、1点だけです。

光熱水費の件についてですが、これは昭和病院に限らずかなりの値上げが続いておりまして大きな課題だと思っておりますが、昭和病院として太陽光を活用した電力の調達についての考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○ 議長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） 現在、計画はしておりません。

前回この病院を建て替えた際にコージェネレーションの設備のある発電機等を導入しております。こういった対応で現時点では省資源の対応をしております。

また、太陽光発電ですが、なかなかそのスペース、設置するスペースですかね。そちらのほうも病院の屋上辺りに限られてしまうのかなと思っております。現状、敷地内には建蔽率の関係でほかの施設も建てられない状況ですので、効果的にも見込みが薄いのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） 三浦議員。

○ 7番（三浦 猛） 環境省も進めている第三者所有のPPAですね。東久留米市でも今モデル自治体になって、いろんな情報を蓄積して今取り組んでいる最中なんですけれども。今おっしゃったように屋上もそうですし、壁面もあるし、駐車場とか様々な手法で可能になってきていると。また、第三者所有なので初期投資が要らずにランニングコストもかからない。方針さえ持てば、すぐに着手可能である手法の一つであります。

予算も大きく、この予算措置ももしかしてなくスタートできることから、これは早急に検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○ 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 御提案、誠にありがとうございます。

今、経営企画課長が言ったように、いろんな方法があると思うんですけども、この病院は敷地いっぱい建てていますので、できれば丸井グラウンド辺りに造っていただきくださると一番いいんですけども、そういうことで面積の問題とか難しいところもありますが、そういうことがあるということを知りましたので、少し検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 議 長（幸田 昌之） ほか、いかがでしょうか。2番、たゆ議員。

○ 2 番（たゆ 久貴） 2番、小金井のたゆです。

簡潔に伺いたいと思います。予算の23ページの医業外収益の補助金のところなんですけれども、コロナが5類に引下げに伴って様々な補助金とか診療報酬とかが下がっていく方向だと、誰もが思っていると思うんですが、令和5年度については補助金が増えているということでもあります。先ほど説明はいただいたんですけども、これというのは年度途中でその削減の補正予算か何かが見込まれているような可能性が強いものとかというのはあるんでしょうかということと、あと、もう一つは保健所などが絡まなくなってくるかなと思ひまして、入院調整などの発症から入院に至る事務について、そういう手続について患者さんとか病院の新たな負担とか困難なこと、予想されることを伺いたいと思います。

あと最後が、コロナ対策は継続して取り組んでいくというふうに説明いただいたんですけども、様々な状況があっても令和4年度と比べて後退しない取組を続けるという意味での決意というか、宣言だったのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○ 議 長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） まず、補助金の関係でございますけれども、総額としましては前年度に比べて増額になっております。

こちらの増額部分に関しましてですが、実際、コロナの緊急体制整備補助金につきましては一部を除き予算化はしていないところでございます。その一部といいますのも、職員の危険手当に関する補助金というものがございまして、そちらにつきましては10分の10出して入るといような性質のものです。予算に計上する必要が費用のほうもありますので、そちらについてだけ補助金のほうは計上しております。その分が前年度よりも増がありますので、補助金全体の額が上がっているという状況にございます。

補助金に関しては以上でございます。

○ 議 長（幸田 昌之） 金井医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） 新型コロナウイルスの事務手続についてですが、昨年9月から届出が変わったんですが、入院に関する患者さんについては全て保健所の届出が必要になっておりまして、今現在も保健所で入院調整をしてくださっている状況です。

ただし当院で陽性が判明した患者さんにつきましてはそのまま当院に入院が必要な患者さんは受け入れて、他院で発生した患者さんに関しては、保健所を通して入院調整をしていただいて当院に御紹介いただくような形になっております。ただし65歳未満の患者さんが陽性

だった場合に関しては、今現在「うちさぼ東京」というところに患者さんが個別に登録をしていただいて、東京都の補助や、支援物資が受けとれるようになっている案内を、検査をされた時点で御案内をさせていただいている状況です。

今後5類になってからの対応は国でもまだ決まっていない状況ですし、東京都もそれに従って策も取られると思いますので、その後、病院としても検討していく予定です。

以上です。

○ 議長（幸田 昌之） ほか。6番、小町議員。

○ 6番（小町 明夫） 2つ、お伺いします。

まず、1点目です。先ほど中期計画のときにもちょっと発言させていただいたんですが、収支均衡予算になっているということですね。数年前にはコロナ直前だったのでしょうか、マイナス予算を当初予算で計上したこともあったかに記憶しておりますが、来年度、令和5年度も1日平均患者数も外来、入院ともども今年度と同じ数を計上されているようですけれども、先ほど来あるように5月から5類に移行していくということで、いつ頃から、これはなかなか患者さんに来てくださって呼び込みをするわけではないので、病院というのは難しいところではあると思うんですが、いつ頃ぐらいが、この本当の当初予算の人数にいけるような見込みを持っているのか、その辺を、まず1点目お聞きしたいと思います。

○ 議長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 厳しい御指摘ありがとうございます。

正直言って期限を切ることは非常に難しいと思います。やはり私どもの努力ももちろん必要ですけども、先ほど御説明したように、やはり国のほうで診療報酬改定とか、その辺をきちっとしていただかないとなかなか難しいので。そのバランスでどうなるかということは現実には申し上げられませんが、先ほど申したいろんな対策を立てながら、なるべく診療報酬改定にのっとりながら何とかプラスにしたいということです。マイナス予算もある面では必要かもしれませんが、やはり先ほど来申し上げているように、働き方改革とかいろんなことで、人件費とか、あるいはダヴィンチとかそういうことで、あるいは放射線治療装置を買ったりとか非常に高価なものを整備しなければいけません。そういうことを引き続きやっていきますので、なかなか難しいですが、そういうものを買うためにもある程度、予算規模は適正なものをつくらなければいけませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（幸田 昌之） 小町議員。

○ 6番（小町 明夫） ありがとうございます。

もう一点お聞きしたいんですが、先ほど三浦議員からあったように光熱水費の件がございます。これも多分、懸念の一つだと思うんですが、もう一つはやっぱり材料費だと思っているんですね。これ毎年度、若干、じわじわ比率が上昇していると思っておりますけれども、この辺が当病院の経営に与える影響ですとか。あとは費用ですよ。患者さんが払う費用にかなりダメージがきてしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺についての見解があれば、お伺いします。

- 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。
- 企 業 長（上西 紀夫） やはり経費、特に診療材料費ですね。特に薬剤です。最近の免疫チェックポイント阻害剤とか分子標的薬というのは非常に高額です。確かに効く人もいるんですが、やはり1人当たり、正直言うと例えば食道がんの患者さんで免疫チェックポイント阻害剤を使うと、本来は数千万ぐらいかかるのが診療報酬の医療制度でかなり抑えられています。でも、原価としては非常に高いものがありまして、これを購入しないわけにはいきません。それから、いろんな医療機器ですけども、これも半導体が非常に逼迫してまして、その分の値上げとか遅延が起こっています。

そういう諸々の、なかなかこれを減らすというのは難しいんですが、実際には購入するときには競争入札をさせて、それによってなるべく減らすという努力をしていますし、それから、いろんな普通のガーゼとか、いろんな細かい部分というのがあるんですが、以前それがかなり多かったものを今節約してもらって、以前は全体のそういう医療材料的なガーゼだとか細かいものの額が予定の半分以上かかったのが、現在半分以上にしております。そういう細かい努力をしながら何とか削減をするという努力をしておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

- 議 長（幸田 昌之） ほか、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

- 議 長（幸田 昌之） なしでいいですかね。

特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第7号、令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算の採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 議 長（幸田 昌之） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、少しお時間をいただければと思います。

4月に統一地方選が控えておりますので、特別なことがない限り、議長の務めといたしましては本日が企業団議会の最終日になるかと思っております。円滑な議会運営に御協力をいただきまして、1年7か月の間、誠にありがとうございました。統一地方選に臨まれる構成市の議員の皆様におかれましては御健闘、そしてこれからの御活躍をお祈り、祈念申し上げます。

また、昭和病院の上西企業長をはじめ職員の皆様には大変にお世話になりました。皆様方の御健闘もお祈り申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

それでは、これを持ちまして令和5年昭和病院企業団議会第1回定例会を閉会といたします。

閉会時刻は11時44分となります。大変にお疲れさまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 幸 田 昌 之

議員 横 尾 たかお

議員 荒 幡 伸 一